

平成31年 第1回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年1月8日(火) 16時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	欠席	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	欠席				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	泉 俊也	3	下田 正典
4	木綱 誠樹	5	川崎 巖	6	土居 栄治
7	井上 憲次	8	欠席	9	欠席
10	楠本 安政	11	比企 義一	12	井上 幸理
13	河野 昭信	14	欠席	15	欠席
16	欠席	17	二宮 敏行		

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
事務局次長 西村 真徳
事務局 阿部 真士、井上 義雅

○欠席委員

農業委員 1 番 川本 英治委員
1 1 番 大本 定一委員
1 9 番 柴田 紳一郎委員
推進委員 1 番 岡本 浩孝委員
8 番 竹本 政弘委員
9 番 袋瀬 司朗委員
1 4 番 大和 千晶委員
1 5 番 魚崎 清則委員
1 6 番 大久保 則正委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

第4 協議・連絡事項

・新年会について

・平成31年第2回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成31年第1回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は19人中、16人で総会成立の定足数に達しております。本日の欠席委員は、「1番、川本 英治委員」、「11番、大本 定一委員」、「19番、柴田 紳一郎委員」の3人でございます。

なお、推進委員の欠席は、「1番、岡本 浩孝委員」、「8番、竹本

政弘委員」、「9番、袋瀬 司朗委員」、「14番、大和 千晶委員」、「15番、魚崎 清則委員」、「16番、大久保 則正委員」以上の6人が欠席でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「2番、木下 弘一委員」、「3番、岡 善男委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号1、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、番号1について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「6,274 m²」、3条賃貸借です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇」。譲受人は「研修実習生を受け入れ柑橘栽培を行いたい」であります。
譲受人の経営面積「0a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9 番

番号 1 を説明します。

この申請は、〇〇〇〇さんから出たものですが、過去何度も審議されておりますが、〇〇〇〇さんの農地を「〇〇〇〇」に「10年間」、〇〇〇〇で貸し付けるものです。

貸付人の〇〇〇〇さんは、8町ほどの農地を耕作している大規模な農家であります。

借受人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇を目的に設立された会社で、代表取締役は〇〇〇〇さんが務めています。

法人として、現在農地は耕作していませんが、許可後の農作業は、〇〇〇〇と2人の臨時雇用で行うそうであります。

今現在、〇〇〇〇さんのころには、〇〇〇〇1人、作業をしてもらっています。

また、〇〇〇〇からも常時雇用があり、今も温州ミカンを一生懸命収穫している最中であります。

必要な農機具等については、リースで確保する予定となっております。

また、借受人である法人は、農地を所有できる法人、〇〇〇〇の要件を満たしているとの報告を受けております。

申請された農地は、会社から2キロほどの位置にあり、温州ミカンを中心に栽培しています。

地元農業委員としては、農機具の所有状況、労働力の確保、周辺地域との関係を勘案の上、問題ないと思っておりますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 2、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「600 m²」、外 4 筆、計「2,625 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は〇〇〇〇。譲受人は「申請地が自作地の隣接地なので耕作上便利なため購入する。また、〇〇〇〇土地は譲渡人の希望により購入したい」であります。

譲受人の経営面積「259.2 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 2 を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、昨年亡くなられまして、財産を処分したいということです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、みなさんご存じの〇〇〇〇さんでございます。

この二人は遠い親戚関係にあたるそうです。

また、〇〇〇〇さんの園地のとなりにあるということもありまして、購入することになりました。

〇〇〇〇さんは普段はあんな感じではありますが、仕事となると非常にまじめな方で、〇〇〇〇も山の農作業に関しても非常にまじめで、〇〇〇〇を代表する篤農家でございますので、検討の程よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「935 m²」、
外 4 筆、計「2,456 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「相続人がいないため、甥に譲り渡して耕作管理をしてもらう」。譲受人は「甥が譲り受けて、耕作管理をすることにより、〇〇〇〇農地の離散を防ぐ」であります。

譲受人の経営面積「0 a」となっておりますが、〇〇〇〇の農地「132a」を耕作管理しており、その農地については現在、〇〇〇〇であることを確認しております。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 7 番

柴田委員が欠席のため、代わりに番号 3 を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さんは亡くなられており、相続人がいないため財産管理人は〇〇〇〇の〇〇〇〇となっておりますが、この度、甥の〇〇〇〇さんが譲り受けて、耕作管理をしたいということで申請に至りました。

〇〇〇〇さんは現在 61 歳で、〇〇〇〇ですが、傍ら農業もされており、定年も近いので、経営面積を増やしても管理可能ということで

す。

先ほどの説明にもありましたとおり、議案書の経営面積は「0a」となっていますが、〇〇〇〇ほどあります。

審議の程よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」。

番号1、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第2号、番号1を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,392㎡」です。

申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「賃貸共同住宅用地」、転用理由〇〇〇〇とのことであります。

参考資料1ページ位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の南に位置しており、都市計画用途地域の「第2種中高層住居専用地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は農地法運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため「第3種農地」となります。この「第3種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の2から5ページまでに地番地目図及び図面等を掲載していますのでご覧ください。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 説明します。
○○○○さんは、○○○○でございます。年齢はだいたい○○○○
ぐらいで、○○○○の販売をしております。
申請された農地は庭木を植えております。○○○○になっておりま
す。
今の申請地よりちょっと上に、○○○○であります。
○○○○ぐらい入った、○○○○ぐらい入ったところで、周囲は住
宅地になっておりますので、農地としてはなかなか出来ないというこ
とで、こういうことになっております。
以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申
請に対する意見について」。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号、番号 1 を説明します。
農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「559 m²のうち 75
m²」、賃貸借です。
貸付人○○○○、○○○○、「農業」です。
借受人○○○○、○○○○、「通信事業」です。
転用目的○○○○、転用理由○○○○とのことであります。
参考資料の 6 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、○○○○付近に位置しており、都市計画用途地域の「第
一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、
農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該
当するため、「第 3 種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、別添の参考資料7ページから10ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇になられます。農業の方頑張ってやっていただいております。

これは、〇〇〇〇の通信の鉄塔のようなもので、ここの土地、面積的には「559 m²のうち 75 m²」で、角地になります。それで、隣が駐車場、その隣が道路ということで、宅地等々には全く影響がないということで、今回こういった形での契約になりました。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議・連絡事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 17時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成31年1月8日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 木 下 弘 一

議事録署名人 岡 善 男